

西区自治協議会委員推薦会議運営要綱等の改正について

1 改正対象

- (1) 西区自治協議会委員推薦会議運営要綱
- (2) 西区自治協議会の委員の公募に関する要領

2 改正理由

新潟市区自治協議会条例及び新潟市区自治協議会条例施行規則の一部改正 (H31. 4. 1) に伴う修正について、推薦会議設置の機会に改正するもの

3 改正根拠

新潟市区自治協議会条例施行規則第3条6項
推薦会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。

4 主な変更点

- (1) 西区自治協議会委員推薦会議運営要綱
委員区分の見直しに伴う修正

現行	改正 (案)
<ul style="list-style-type: none"> ・第1号委員6人、第2号委員から第5号委員は1人ずつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦会議は10人以内で組織する。 ・各号の定員は、第1号委員6人以内、第2号委員3人以内、第3号委員3人以内とし、第2号及び第3号委員の合計人数は4人以内とする。

(参考) 新潟市区自治協議会条例の一部改正 (H31. 4. 1)

改正前		改正後		
委員区分		委員区分		
1号	コミ協選出者	1号	コミ協選出者	
2号	公共的団体選出者	2号	公共的団体選出者	
3号	有識者	3号	その他区長が必要と認めた者	有識者等
4号	公募			公募
5号	その他市長が必要と認めた者			

- (2) 西区自治協議会の委員の公募に関する要領
条の修正

5 施行期日

令和2年9月29日

西区自治協議会委員推薦会議運営要綱（案）

○改正内容及び新旧対照表

- ・委員区分の見直しに伴う修正
- ・条例及び施行規則の改正に伴う条項修正

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第6項の規定に基づき、西区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第2条 推薦会議は、10人以内で組織する。</p> <p>2 推薦会議の構成員（以下「構成員」という。）は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数以内の委員を西区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。この場合において、第2号及び第3号に掲げる区分の合計人数は、4人以内とする。</p> <p>(1) <u>新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員 6人</u></p> <p>(2) <u>条例第2条第2項第2号に該当する委員 3人</u></p> <p>(3) <u>条例第2条第2項第3号に該当する委員 3人</u></p> <p>3 前項第2号又は第3号に掲げる区分から構成員を選出できない場合は、当該区分の構成員は欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、<u>当該区分以外の区分から補欠の構成員を選任することができる。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第6項の規定に基づき、西区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第2条 推薦会議の構成員（以下「構成員」という。）は、<u>西区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。</u></p> <p>2 推薦会議の構成員は、<u>新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人を選出し、同項第2号から第5号に該当する委員のうちからそれぞれ1人を選出する。</u></p> <p>3 <u>条例第2条第2項第2号から第5号に該当する委員から構成員を選出できない場合は、当該号の構成員については欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、同項第1号に該当する委員のうちから補欠の構成員を選任し、補充することができる。</u></p> <p>4 (略)</p>

新	旧
<p>(座長) 第3条 (略) 2 (略)</p>	<p>(座長) 第3条 (略) 2 (略)</p>
<p>(会議) 第4条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、条例第2条第2項第2号又は第3号に該当する構成員は、自号の団体及び委員の選考に関する議決には加わらない。 5 (略)</p>	<p>(会議) 第4条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、条例第2条第2項第2号から第5号に該当する構成員は、自号の団体及び委員の選考に関する議決には加わらない。 5 (略)</p>
<p>(役割) 第5条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第3号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。 (4) 条例第2条第2項第3号に該当する委員候補者（<u>団体選出委員等</u>を除く。）を選考すること。 (5) 選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦すること。</p>	<p>(役割) 第5条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第5号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下<u>これら</u>を「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。 (4) 条例第2条第2項第3号から第5号までに該当する委員（<u>第5号に該当する委員は前号に掲げる委員</u>を除く。）を選考すること。 (5) 選考した団体及び委員を区自治協議会に推薦すること。</p>
<p>(秘密を守る義務) 第6条 (略)</p>	<p>(秘密を守る義務) 第6条 (略)</p>
<p>(区自治協議会との連絡) 第7条 推薦会議は、委員候補者の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。</p>	<p>(区自治協議会との連絡) 第7条 推薦会議は、委員の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。</p>

新	旧
<p>(座長専決) 第8条 (略) 2 (略)</p> <p>(議決の委任) 第9条 (略) (1) 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における、補欠の団体選出委員候補者等の決定に関すること。 (2) (略)</p> <p>(その他) 第10条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和2年9月29日から施行する。</u></p>	<p>(座長専決) 第8条 (略) 2 (略)</p> <p>(議決の委任) 第9条 (略) (1) 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における、補欠の団体選出委員等の市長への推薦に関すること。 (2) (略)</p> <p>(その他) 第10条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

西区自治協議会委員推薦会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第6項の規定に基づき、西区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（選任等）

第2条 推薦会議は、10人以内で組織する。

2 推薦会議の構成員（以下「構成員」という。）は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数以内の委員を西区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。この場合において、第2号及び第3号に掲げる区分の合計人数は、4人以内とする。

（1） 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員 6人

（2） 条例第2条第2項第2号に該当する委員 3人

（3） 条例第2条第2項第3号に該当する委員 3人

3 前項第2号又は第3号に掲げる区分から構成員を選出できない場合は、当該区分の構成員は欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、当該区分以外の区分から補欠の構成員を選任することができる。

4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

（座長）

第3条 推薦会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 推薦会議の会議（以下「会議」という。）は、区自治協議会会長の諮問に基づき、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、条例第2条第2項第2号又は第3号に該当する構成員は、自号の団体及び委員の選考に関する議決には加わらない。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員の推薦等に関し議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

（役割）

第5条 推薦会議は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第3号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。
- (4) 条例第2条第2項第3号に該当する委員候補者（団体選出委員等を除く。）を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦すること。
（秘密を守る義務）

第6条 構成員は、推薦会議で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（区自治協議会との連絡）

第7条 推薦会議は、委員候補者の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。

（座長専決）

第8条 座長は、団体選出委員等が任期中に欠けた場合における推薦会議の役割に属する事項で、推薦会議があらかじめ定めたものについて、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をした場合は、座長は、推薦会議委員に報告するものとする。

（議決の委任）

第9条 委員の推薦に関し、次に掲げる事項については、推薦会議の議決をもって、区自治協議会の議決とする。

- (1) 団体選出委員等が任期中に欠けた場合における、補欠の団体選出委員候補者等の決定に関する議決
 - (2) 委員の公募に際し必要となる「委員の公募に関する要領」の制定・改廃に関する議決
- （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月29日から施行する。

西区自治協議会の委員の公募に関する要領（案）

○改正内容及び新旧対照表

- ・施行規則の改正に伴う条の修正

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）に基づき西区に設置する、西区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。</p> <p>(公募委員人数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(応募資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(応募方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(推薦会議)</p> <p>第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第1項に規定により設置する、西区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。</p> <p>(選考方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和2年9月29日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）に基づき西区に設置する、西区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。</p> <p>(公募委員人数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(応募資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(応募方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(推薦会議)</p> <p>第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第1項に規定により設置する、西区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。</p> <p>(選考方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

西区自治協議会の委員の公募に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）に基づき西区に設置する、西区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

（公募委員人数）

第2条 西区自治協議会の公募委員の人数は、3人とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができる。

（応募資格）

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 行政区内に住所を有する満18歳以上の者
- （2） 本市が設置する他の附属機関等の委員ではない者
- （3） 本市の職員及び市議会議員ではない者
- （4） 西区自治協議会の公募委員として、過去に2期（1期2年）活動したことの無い者

（応募方法）

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号及び生年月日を記載したものに小論文（作文）及び活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

（推薦会議）

第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第1項に規定により設置する、西区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。

（選考方法）

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において小論文（作文）及び活動歴を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月9日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月15日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月6日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月5日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月13日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月7日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月29日より施行する。